

宇和島市教育委員会会議録

令和3年5月定例会

令和3年5月24日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和3年5月定例会 会議録

1. 開会日時 令和3年5月24日（月）16時00分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 602 会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委 員 高山 俊治 委 員 木下 充卓
委 員 弓削 由美子 委 員 浅井 敬司 委 員 田村 裕子

4. 欠席者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	片山 治彦	教育総務課長	西川 啓之
学校教育課課長補佐	中山 総大	生涯学習課長	富田 満久
中央図書館長	河野 達弘	文化・スポーツ課長	森田 浩二
伊達博物館長	土居 道德	人権啓発課長	大内 真二
学校給食センター所長 (事務局)	児玉 雅人		
教育総務課課長補佐	土居 弘	教育総務課総務係長	山口 真史
教育総務課主事	新居田 智士		

6. 付議事件

報告第5号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則)

報告第6号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則)

報告第7号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立学校体育施設開放に関する条例施行規則)

報告第8号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱)

報告第9号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令)

報告第10号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市幼稚園、小学校及び中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する訓令)

報告第11号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について)

報告第12号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立学校運営協議会委員の任命について)

報告第13号 専決処分した事件の承認について
(職員の懲戒等処分について)

報告第14号 専決処分した事件の承認について

- (子の養育又は要介護者の介護を行う教職員の早出遅出勤務に関する要綱)
報告第 15 号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について)
議案第 35 号 宇和島市立学校運営協議会委員の任命について

7. 会議概要

(1) 開会宣言・教育長報告 (午後 4 時 00 分)

◎教育長

それでは、ただいまから 5 月定例の教育委員会会議を開催いたします。

今年度になって初めての定例会ということになります。4 月は県内で新型コロナウイルスの感染者も多く、会議を見送りさせていただきました。

コロナ禍も年度をまたいで 2 年目に入っております。そんな中で、今、小中学生は、毎日のように端末を家に持ち帰るという状況になっています。そしてまた、コロナ禍であればこそということだと思いますが、中学校では、生徒総会がオンラインで行われたり、或いは近隣の中学校同士が、オンラインで合同の生徒会の会議を開催して、ボランティア活動を進めていこうといった話し合いも行われていると、当たり前前にそういうことが行われるという状況になってきました。

教育委員会の方に目を向けてみますと、去年は例年行っていた城北中学校に総勢 600 人程度の教職員等々が集まる、教育推進大会も全く開けないという状況でした。

今年は、さすがに 600 人全員を結んでという全大会はできませんでしたが、分科会はリモートで行われ、状況としてはまずまずの評判だったようです。

そういった意味では、コロナ禍 2 年目を迎えて、オンライン、リモートで対応できるものは、どんどんそちらにシフトしていくという動き、いわゆる DX の波も含めて、加速化したという印象を持ちます。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、エッセンシャルワーカーという言い方がされていましたが、オンライン、リモート、バーチャルではなしえない、代替しえないようなサービスであったり、リアルならではの価値については、それ以前に意識されていなかった、本当の大切さというものが、逆に際立ってきているという状況になってきていると思います。バーチャルの世界は、今世の中で進みつつある全く新しい変化だと思いますし、リアルの社会のありようも、そういう意味ではこれまでと比べて変化が起きているようにも思います。

そして、そのバーチャルとリアルを融合させたサービスであったり、業態であったりが次々に出てきているということを考えると、これからの社会の担い手に求められる資質であったり、能力であったり、これは何も子どもだけではなくて、これからの世を生きていく大人も含めて、求められる常識、そんな常識の中で、求められる資質能力というのは、やはり移り変わっていく部分があるのだらうと思います。

そういった流れの中で、年度末には教育大綱の見直しもしていただきましたし、今年度に入って、新型コロナウイルス感染拡大の関係で少し作業は遅れていますが、大綱の中身を具体化していくような内容になります教育振興基本計画の策定作業も進められていくことになると思います。

改めてそういった方面でも、ご協力いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

教育長報告の方はですね、資料をご覧いただきたいんですけども、資料の1ページから5ページにかけて、3月、4月、そして5月の、先週ぐらいまでの主な動きを記載させていただいておりますが、こういうコロナ禍の状況だったこともあって、ここで改めて言及するものはないと思っております。

－ 委員からは特に意見なし。－

(2) 付議事件

◎教育長

本日は内容も多くありますので、早速議事に入っていきたいと思っております。

本日の議案ですけれども、報告第11号、第12号、第15号、そして議案35号については、人事案件となっております。そして報告第13号については、懲戒案件となっておりますことから、非公開で審議をしたいと思っております。

この件について賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ということでございますので、報告第11号、12号、13号、15号、そして議案第35号は、非公開で審議をいたします。

それでは先に公開議案の審議を行います。

報告第5号について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

6ページをご覧ください。専決第5号、宇和島市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、4月1日付けで専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

新旧対照表の方がよく分かるかと思っておりますので、9ページをご覧いただいたらと思います。9ページの新旧対照表の左側が現行です。右側が改正後となっております。第2条のところで、デジタル化推進の一環として、署名を記名に変更することになり、署名を不要という形にした改正となっております。また、2項に関しましては、市役所正面の構内掲示板に、通常公告等はしていましたが、本年度の4月1日から、原則として市の公式ホームページ上の掲示板に掲載してくということで、市長部局と合わせて、4月1日付けで公告式規則を変更するものとなっております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

事務局の方、説明終わりました。本件についてご意見、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは採決に移りたいと思います。報告第5号、報告どおり承認に賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で本件は報告どおり承認といたします。

続いて、報告第6号について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

11ページをご覧ください。専決第6号、宇和島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、4月1日付けで専決処分をいたしましたので、先ほど同様報告するものでございます。

こちらの方も、新旧対照表、19ページをご覧ください。当該規則は、各教育委員会の部署ごとの分掌事務について定めているものでございます。中央の(14)生涯学習課の分掌事務について、うわじまMIセンターに関するものを福祉課の方に移管、あわせて、福祉課の方から、放課後児童クラブを含む、学校・家庭・地域連携推進に関する内容を追加する内容となっております。

続きまして、21ページをご覧ください。こちらの方は文化・スポーツ課のスポーツ振興係の事務となっております。(5)でございます。従来、係の庶務という細かい事務内容を設定していましたが、ここまでは明記する必要がないだろうということで、係の庶務については削除して、文化・スポーツ課の方で所管しております、インターハイと従来からのうわうみマラソン等、各種のスポーツ大会を開催する事務を明確にしようということで、改正を行ったものです。いずれにおきましても4月1日付で変更したものです。

よろしくご審議いただけたらと思います。

◎教育長

本件についての説明が終わりました。この件についてご質問等ありますか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので採決に移ります。報告第6号について、ただいまの報告どおり承認することに賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、本件は報告どおり承認といたします。

続きまして報告第7号についてお願いいたします。

○文化・スポーツ課長

25 ページです。報告第 7 号、宇和島市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので報告いたします。宇和島市立学校体育施設等開放に関する条例施行規則の制定でございます。

27 ページをお開きください。新たに施行規則を制定するものですが、もともと体育施設開放に関する条例というものはありまして、その中に様式をつけて、許可申請書、許可書を出していたものですが、この申請書、許可書を変更するに当たり、本来条例ではなくて、施行規則の中に謳うべきものということで、新たに施行規則を制定いたしまして、その内容として、様式の 1 と 2 を申請書、許可書という形で制定しようとするものです。もともとございましたが、条例から独立させて施行規則にしたというものでございます。

よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

◎教育長

本件についての説明が終わりました。この件についてご意見等あればお伺いいたしたいと思えます。

◎全委員

－特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので、採決に移りたいと思います。報告第 7 号について、報告どおり承認に賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、報告どおり承認いたします。

次に、報告第 8 号について、事務局の説明を求めます。

○生涯学習課長

30 ページをご覧ください。報告第 8 号、専決処分した事件の承認についてでございます。専決した内容は、専決第 8 号宇和島市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱、これを 4 月 1 日付けで専決処分したものです。

内容につきましては、新旧対照表の 35 ページをご覧ください。この放課後児童健全育成事業が、今年度から福祉課より移管を受けました、放課後児童クラブに係る事業でございます。変更内容につきましては、第 12 条の費用の徴収のところですか。第 2 号に、利用者負担金は、事業実施者の収入として収受させることができるという一文を加えました。これは、これまでこの放課後児童クラブの利用者負担金は、一旦市が歳入し、その後運営費に同額を上乗せする形で委託料として契約していたものです。これを、事務作業の効率化及び県下他市の状況等を総合的に判断し、令和 3 年度から、事業実施者の収入とできることとしたものです。このことによって、市としては、交付基準額に基づく運営委託料のみの支出となることができるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

本件についてご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは特にご意見等もないようですので、採決に移ります。報告第8号について、ただいまの報告どおり承認することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、本件は報告どおり承認といたします。

次に、報告第9号について説明をお願いいたします。

○教育総務課長

39ページをご覧ください。専決第9号、宇和島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、4月1日付けで専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

新旧対照表の方をご覧くださいと思います。51ページでございます。先ほどご説明いたしました生涯学習課関係の(10)でございますが、結婚相談事務が移管しましたのでこれを外して、代わりに、放課後の子どもの安全な居場所づくりに関する業務ということで、課長決裁の欄として、例規に記載するという内容となっております。

ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

事務局の説明が終わりました。ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし。－

◎教育長

特にないようですので、採決に移ります。

報告第9号について、ただいまの報告のとおり承認することに賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員で、本件は報告どおり承認いたします。

次に報告第10号について説明をお願いいたします。

○学校教育課課長補佐

56ページをお開きください。報告第10号、宇和島市幼稚園、小学校及び中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する訓令でございます。本要綱の改正

について、4月1日付けで専決処分いたしましたので、報告するものです。

改正の概要を説明いたします。昨年6月にパワー・ハラスメント防止法が施行され、パワー・ハラスメント防止措置が義務化となりました。これまで宇和島市の小中学校や幼稚園を対象とする要綱では、セクシュアル・ハラスメントに限定をしておりましたが、パワー・ハラスメント防止法の施行を機にパワーハラスメントやその他のハラスメントなどについても対象となるよう要綱を改正したものです。

64ページの新旧対照表をお開きください。改正後の第2条第1項第3号としてパワー・ハラスメント、第4号としてその他のハラスメントを追加いたしました。その他、繋がりを考慮して条の入れ替えを行っております。現行の第6条、苦情相談の対応については、改正により第8条第1項へ移動しております。現行の第7条第3項、第4項、これについては、第8条の第2項、第3項へ移動しております。現行の第9条、指名の報告については、第7条、指名の通知及び報告としてこちらへ移しております。改正後の第8条第3項では、「ただし、当該相談員の所属する学校の所管外の苦情相談であっても、対応しなければならない」としております。これは、自校の相談員には相談しにくいケースもあると思いますので、そういった場合には、他の学校の相談員に相談することも可能としたものです。

最後に改正後の第9条をご覧ください。ここでは、校長がハラスメントの行為者となっている場合には、相談員は校長ではなく、学校教育課長に報告する旨を定めております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎教育長

事務局からの説明が終わりました。この改正については実質的な意味も少しあることになりま
すけれども、何かご意見等ございましたら、承りたいと思います。

◎教育長

それでは私から1点。この改正の前段階で、宇和島市内において、このルールが必要になるよ
うな事象は、ございますか。ずっと遡ればいろいろあるとは思いますが。

○学校教育課課長補佐

私が把握してる限りではございません。

◎教育長

ありがとうございました。他ございませんか。

◎全委員

—特に質問、意見等なし。—

◎教育長

それでは報告第10号について、採決を取りたいと思います。事務局からの報告に対して承認い
ただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員ということで報告第 10 号は報告どおり承認とさせていただきます。

続きまして、報告第 14 号について説明をお願いいたします。

○学校教育課課長補佐

99 ページをお開きください。報告第 14 号、子の養育又は要介護者の介護を行う教職員の早出遅出勤務に関する要綱でございます。本要綱の制定について、4 月 1 日付けで専決処分いたしましたので、報告するものです。

要綱の概要を説明いたします。教職員が子の養育や要介護者の介護を行う場合、これまで通常では年次有給休暇で処理しておりましたが、今後は 1 時間の範囲内で早出または遅出を行うことができる旨を定めたものです。

101 ページをご覧ください。本要綱の第 3 条では、対象職員を定めております。対象は愛媛県から給与を受けている職員で、就学前の子を持つ職員、或いは小学生ではあるが事情により、送り迎えを必要とする職員、または、同じく愛媛県から給与を受けている職員で、負傷、疾病又は年齢により、2 週間以上の期間にわたり、日常生活を営むのに支障がある家族に対して、その介護を行う職員としております。

続いて、102 ページの第 5 条をご覧ください。勤務の割振りにつきましては、1 時間の範囲内で 15 分を単位として繰り上げまたは繰り下げが可能となります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎教育長

事務局の説明が終わりました。本件について、ご質問等あれば、お願いいたします。

◎浅井委員

1 年間で利用時間の上限はあるのでしょうか。

○学校教育課課長補佐

年間の上限については定めておりません。

◎教育長

時間がシフトするだけということですね。

○学校教育課課長補佐

はい。

◎教育長

その他ございますでしょうか。

◎全委員

—特に質問、意見等なし。—

◎教育長

それでは採決に移りたいと思います。報告第 14 号について、ただいまの報告のとおり承認いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で報告第 14 号は、報告どおり承認されました。

次にここからは非公開案件の審議を行います。

◎教育長

報告第 11 号を上程する。

報告第 11 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第 12 号を上程する。

報告第 12 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立学校運営協議会委員の任命について

◎教育長

説明を求める。

○学校教育課課長補佐

宇和島市立学校運営協議会委員の任命に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第 15 号を上程する。

報告第 15 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

議案第 35 号を上程する。

議案第 35 号

宇和島市立学校運営協議会委員の任命について

◎教育長

説明を求める。

○学校教育課課長補佐

宇和島市立学校運営協議会委員の任命に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

報告第 13 号を上程する。

報告第 13 号

専決した事件の承認について

職員の懲戒等処分について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課課長補佐

職員の懲戒等処分に関する報告事件を説明する。

◎高山委員

懲戒等処分にあたる行為の原因を問う。

○教育部長

懲戒等処分にあたる行為の原因について回答する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

◎教育長

それでは、非公開案件の審議が終了しましたので、会議を公開いたします。

(3)その他

◎教育長

その他について何かありますか。

◎高山委員

2月ぐらいに話をしたのですが、新年度から学校支援員に対して、連絡カードを配布していただきまして、本当にいろいろ配慮していただいた結果だと思えます。早々にしていただきまして、ありがとうございました。

◎教育長

その他ございますか。

◎木下委員

学校関係の行事について、わかる範囲でよいので、お知らせをいただいたらと思います。4月の定例会も流れまして、学校はそのまま新しい年度が始まっておりますが、まず小学校の宇和島市水泳大会がどうなるのかということ、また春などに予定していた小学校の修学旅行がどうなるのか、終息とまで言いませんが、新型コロナウイルスの感染拡大状況は落ち着きを見せております。わかる範囲で構いませんので、学校行事が今後どうなるのかについて教えていただいたらと思います。

○学校教育課課長補佐

まず修学旅行についてですが、ほとんどの学校が秋に移動させました。まだ秋がどうなるかわかりませんが、今のところ8月以降に実施する予定です。

それから、水泳大会についてですが、今のところこの状況では、実施する予定です。また7月の状況によりまして、どのようになるか、小学校体育連盟の方で判断いたします。以上です。

◎木下委員

水泳大会については、市内の学校、児童すべてを集めて実施するということですね。

○学校教育課課長補佐

今のところはその方向で進めております。

◎木下委員

わかりました。

◎教育長

結構密になるかもしれないですね。

○学校教育課課長補佐

毎年、男子と女子が分かれてやっておりますので、一斉に全部ということではないですが、例年どおりの実施となります。

◎教育長

他ございますか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし。－

◎教育長

それでは次回の日程について。

－ 協議のうえ、教育委員会 6 月定例会を 6 月 22 日に開催することを決定する。－

(4) 閉会宣言（午後 4 時 50 分）

◎教育長

以上をもちまして、5 月定例の教育委員会会議を閉会いたします。